

大和市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第7号

大和市建築基準条例の一部を改正する条例

大和市建築基準条例（平成12年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改め、「政令」の次に「
おいて使用する用語」を加える。

第15条第1項ただし書中「政令第136条の2の基準に適合する建築物」を「法第
61条に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いる建築物であって規則で定める
もの」に改める。

第21条第2号中「定める防火設備」を「規定する防火設備」に、「第112条第13
項第2号に定める」を「第112条第19項第2号に定める構造の」に改める。

第47条中「次」の次に「の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号」を加え、同条
第1号中「は、別表第5号及び第10号から第52号までの」を「別表各号に掲げる」
に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「場合は、」を「場合」に、「確認申請手数料
等は、」を「別表第1号から第4号まで、第6号から第9号まで及び第60号から第63
号までに掲げる手数料（次号において「確認申請手数料等」という。）を」に改め、同号
を同条第2号とし、同条第4号中「場合は、」を「場合」に改め、同号を同条第3号と
し、同条第5号中「前4号に規定する」を「前3号に掲げる」に、「場合は、」を「場合」
に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「定める」を「掲げる」に、「ものについ
ては、手数料を免除することができる」を「場合 別表各号に掲げる手数料を免除する」
に改め、同号を同条第5号とする。

第54条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「第85条第5
項又は第6項に規定する仮設建築物」を「第85条第6項に規定する仮設興行場等」に改
める。

別表第1号から第3号まで、第5号、第6号及び第10号中「第87条の2」を「第87
条の4」に改め、同表中第62号を第63号とし、第61号を第62号とし、第59号及
び第60号を削り、同表第58号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同号を

同表第61号とし、同表第57号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同号を同表第60号とし、同表中第56号を第57号とし、同号の次に次の2号を加える。

| | | |
|----|-------------------------|----------|
| 58 | 法第87条の3第5項の規定による許可申請手数料 | 120,000円 |
| 59 | 法第87条の3第6項の規定による許可申請手数料 | 160,000円 |

別表中第55号を第56号とし、第44号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、同表第43号中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同号を同表第44号とし、同表第42号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同号を同表第43号とし、同表中第41号を第42号とし、第27号から第40号までを1号ずつ繰り下げ、同表第26号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項及び第4項各号」に改め、同号を同表第27号とし、同表中第25号を第26号とし、第22号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の1号を加える。

| | | |
|----|--------------------------|---------|
| 22 | 法第52条第6項第3号の規定による認定申請手数料 | 27,000円 |
|----|--------------------------|---------|

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。